仕様書番号：第　　７　　号
作成年月日：令和８年１０月５日

公務員宿舎整備

宇都宮駐屯地業務隊

仕　様　書

1　件　名：公務員宿舎整備

2　場　所：栃木県宇都宮市富士見

3　概　要：室内整備　１式

4　一般事項

(1)　本施工は、本仕様書及び図面によるほか、下記仕様書及び関係諸規則に基づくものとする。
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」

(2)　本仕様書に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。

(3)　現場の収まり等により 、軽微な変更の必要性が生じた場合、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。

(4)　実施に関して、隊員及び部外者に損害を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、受注者の責任において復旧および保障するものとする。

(5)　発生材は、全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。

(6)　施工現場及び許可された場所以外への無断立入は厳禁とする。

(7)　施工写真は、各作業の作業前・作業中・作業終了、作業後隠蔽となる箇所並びにその他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上１部提出するものとする。

(8)　施工完了後は、工事現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

(9)　本施工は、令和９年１月２９日までの間で、官側と調整した日時に実施するものとする。

件　　名	公務員宿舎整備	図面番号	１／１５
種　　別	仕様書	縮　　尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科		

5　特記事項

(1)　本施工場所等は次に示すとおりとする。

施工場所	部屋番号	役務概要	対象場所	工法等
整備箇所 ①	２０２号室	・玄関扉塗装　２面 ・玄関床塗装　１㎡ ・脱衣所、便所床張替え　６㎡ ・便所天井塗装　２㎡ ・脱衣所天井北側塗装　１㎡ ・台所後部木目クロス貼り替え　７㎡ ・洋室（北）北側一面木目クロス貼り替え　７㎡ ・台所シンクコーキング　１式 ・居間、台所、洋室（北）（東側）壁塗装　３３㎡ ・居間、台所、洋室（北）天井クロス貼り替え　２９㎡ ・和室襖貼り替え　３枚 ・和室天袋貼り替え　３枚 ・引戸木目シート貼り替え　１１枚 ・引戸襖紙貼り替え　２枚	玄　関 脱衣所 便　所 居　間 台　所 洋室（北） 和　室	「公共建築工事標準仕様書」 ９章７節　シーリング １８章　塗装工事 １２章６節　床板張り １９章６節　畳敷き、材料については 19.6.2 に示す A 種とする。 １９章８節　壁張り　に従って施工するものとする。
	２０５号室	・玄関扉塗装　２面 ・玄関天井クロス貼り替え　３㎡ ・便所配管塗装　１本 ・浴室浴槽横蓋（エプロン）交換　１枚 ・居間、台所、和室（南側）壁塗装　３３㎡ ・和室襖貼り替え　３枚 ・和室天袋貼り替え　３枚 ・和室木目クロス貼り替え　３㎡	玄　関 便　所 浴　室 居　間 台　所 和　室	「公共建築工事標準仕様書」 １２章６節　床板張り １８章　塗装工事 １９章８節　壁張り　に従って施工するものとする。

施工場所	部屋番号	役務概要	対象場所	工法等
整備箇所 ①	２０６号室	・玄関扉塗装　２面 ・浴室タオル掛け取り付け　１式 ・居間、台所後部、洋室（北）木目クロス貼り替え １１㎡ ・洋室（南）、和室天井クロス貼り替え　３８㎡ ・和室押入床板、中板張替え　６㎡ ・和室襖貼り替え　３枚 ・和室天袋貼り替え　３枚 ・和室畳表替え　６畳 ・引戸木目シート貼り替え　９枚 ・引戸襖紙貼り替え　２枚	玄　関 浴　室 居　間 台　所 洋室（北） 洋室（南） 和　室	「公共建築工事標準仕様書」 １２章　木工事 １８章　塗装工事 １９章６節　畳敷き、材料については 19.6.2 に示す A 種 J1 とする。 １９章８節　壁張り　に従って施工するものとする。
整備箇所 ②	１０１号室	・洗面台交換　１式	脱衣所	
	２０６号室	・浴室ドア交換　１式	浴　室	
	３０２号室	・玄関床塗装　１㎡ ・脱衣所、便所床張替え　６㎡ ・和室押入（北側半面、東側）壁板張替え　６㎡ ・和室木目クロス貼り替え　３㎡ ・和室襖貼り替え　３枚 ・和室天袋貼り替え　３枚 ・引戸襖紙貼り替え　２枚	玄　関 脱衣所 便　所 和　室	「公共建築工事標準仕様書」 １９章　木工事 １８章　塗装工事 １９章　内装工事 １９章８節　壁張り、に従って施工するものとする。

件　　名	公務員宿舎整備	図面番号	３／１５
種　　別	仕様書	縮　　尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科		

施工場所	部屋番号	役務概要	対象場所	工法等
整備箇所 ③	１０６号室	・玄関扉塗装　２面 ・玄関床塗装　１㎡ ・便所配管塗装　１本 ・脱衣所、便所床張替え　６㎡ ・脱衣所、便所、玄関天井ジプトーン張替え　９㎡ ・居間、台所、洋室（南）壁塗装　４９㎡ ・台所後部、居間一部、洋室（北）（北側、入口横）木目クロス貼り替え　１６㎡ ・台所、洋室（北）天井クロス貼り替え　１４㎡ ・和室襖貼り替え　３枚 ・和室天袋貼り替え　３枚 ・引戸木目シート貼り替え　３枚 ・引戸襖紙貼り替え　２枚	玄　関 脱衣所 便　所 居　間 台　所 洋室（北） 洋室（南） 和　室	「公共建築工事標準仕様書」 １２章６節　床板張り １８章　塗装工事 １９章内装工事 １９章７節　ボード張り １９章８節　壁張り　に従って施工するものとする。
	２１２号室	・浴室内窓ガラス交換　１枚	浴　室	「公共建築工事標準仕様書」 １６章１４節　ガラス、に従って施工するものとする。
	３０３号室	・脱衣所、便所床張替え　６㎡ ・脱衣所、便所天井塗装　６㎡ ・台所後部、居間一部、洋室（１）（全面）木目クロス貼り替え　２７㎡ ・引戸木目シート貼り替え　３枚	脱衣所 便　所 居　間 台　所 洋室（１）	「公共建築工事標準仕様書」 １８章　塗装工事 １９章　内装工事 １９章８節　壁張り、に従って施工するものとする。

件　　名	公務員宿舎整備	図面番号	４／１５
種　　別	仕様書	縮　　尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科		

施工場所	部屋番号	役務概要	対象場所	工法等
整備箇所 ③	３０４号室	・玄関扉塗装　２面 ・玄関床塗装　１㎡ ・ホール物入扉木目クロス貼り替え　２枚 ・脱衣所洗濯機パン交換　１台 ・脱衣所、便所天井塗装　６㎡ ・脱衣所、便所床張替え　６㎡ ・台所後部、居間一部木目クロス貼り替え　９㎡ ・和室畳表替え　６畳 ・和室襖貼り替え　３枚 ・和室天袋貼り替え　３枚 ・引戸木目シート貼り替え　５枚 ・引戸襖紙貼り替え　３枚	玄　関 ホール 脱衣所 便　所 居　間 台　所 和　室	「公共建築工事標準仕様書」 １８章　塗装工事 １９章　内装工事 １９章６節　畳敷き、材料については 19.6.2 に示す JISA5917 とする。 １９章８節　壁張り、に従って施工するものとする。

(2)　提出書類

ア　工程表
イ　作業日報
ウ　打合せ簿
エ　工事日誌
オ　工事搬入報告書
カ　現場代理人等通知書
キ　発生材報告書
ク　作業写真帳（前・中・後）
ケ　その他、官側から指示されたもの。

(3)　本施工に明記なき事項であっても履行上、当該実施すべき事項については、監督官と協議の上、受注者の負担において実施する。

(4)　役務に必要な施設の電気、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。

(5)　履行にあたっては、作業安全に十分に留意し、万が一事故が発生した場合は、受注者の責任おいて速やかに処置するものとする。

(6)　本施工の作業日程等は、監督官との調整によるものとする。